

# 出雲国風土記の地理的考察：出雲郡家の位置の推定

吉 田 薫

## 1. はじめに

島根県教育庁文化財課ホームページによると、出雲国風土記（略：風土記）記載の郡家位置については、神門郡家が古志本郷遺跡で確認された他は確定しておらず、意宇郡家は国庁に併設、島根郡家は芝原遺跡近傍、出雲郡家は後谷遺跡・小野遺跡近傍の可能性が高いとし、他については付近地名の掲載にとどめている（表－1）<sup>1)</sup>。

前稿「出雲国風土記の地理的考察：枉北道について」においては、その経路上の島根郡家、秋鹿郡家及び楯縫郡家位置について、各郡の主要な山の（登山口の）位置より推定した。次いで、推定位置は、風土記記載の郡家間距離と整合することを確認した。しかし、出雲郡家の位置については、枉北道のルートが斐伊川の流送土砂の堆積や開発により変貌著しい平野部に立地するため、他の郡家よりも確度が低いとせざるを得なかった<sup>2)</sup>。

出雲郡家と各主要地点間の位置関係は、巻末（項目：道のり、駅路、軍団、烽、戌）及び各郡条（項目：山野、通道）に記載されている。本稿は、これらの記述を俯瞰することにより、“近似解”を見出そうとするものである。これは、筆写時にたまたま誤記が生じたとしても、それが幾重にも重なることはないと考えからである。

検討に用いる地図は、奈良時代と同様に徒歩が重要な長距離移動の手段であったころの道路網が分かる国土地理院発行の大正4年測量1/25,000地形図（略：T4測量図）とし、T4測量図がない旅伏山周辺については明治32年測量1/50,000地形図（略：M32測量図）で補足する。風土記の解釈は古代文化センター編『解説出雲国風土記』<sup>3)</sup>（略：『解説』）を指針としつつ、古代文化センター編『出雲国風土記－地図・写本編－』<sup>4)</sup>（略：『地図・写本編』）の諸写本を踏まえる。

（注）風土記記載の長さの単位は天平尺に基づく。1尺＝29.7cm、1歩＝6尺＝1.782m、1里＝300歩＝534.6m、1丈＝10尺＝2.97m。

## 2. 『解説』と『地図・写本編』

『地図・写本編』には、細川家本（略：細）を始めとして倉野家本（倉）、日御碕神社本（碕）、蓬左文庫本（蓬）、古代文化センター本（セ）、出雲風土記鈔（鈔）、萬葉緯本（萬）の7写本が掲載されている。図－1の各写本の距離数字の表記を見ると、前五者と後二者のグループに分けられる。

細、倉、碕、蓬、セ … 廿三里卅四歩、卅三里卅四歩  
鈔、萬 … 三十三里三十四歩

来待橋～出雲郡家間の正西道（山陰道）については、記述がかなり混乱している。図－2に例示したが、細川家本及び出雲風土記鈔本ともに、誤記や欠落が見られる。

表－1 出雲国の役所

| 郡家   | 所在地             | 史跡         | 備考           |
|------|-----------------|------------|--------------|
| 出雲国庁 | 松江市大草町          | 史跡出雲国庁跡    | 1968～1970年発掘 |
| 意宇郡家 | 松江市大草町          | 史跡出雲国庁跡    | 国庁に併設？       |
| 島根郡家 | 松江市福原町          | 芝原遺跡       | 同東川津町納佐の説あり  |
| 秋鹿郡家 | 松江市東長江町         |            |              |
| 楯縫郡家 | 出雲市多久町<br>多久瀬周辺 |            |              |
| 出雲郡家 | 簸川郡斐川町          | 後谷遺跡・小野遺跡？ |              |
| 神門郡家 | 出雲市古志町          | 古志本郷遺跡     |              |
| 飯石郡家 | 雲南市掛合町          |            |              |
| 仁多郡家 | 奥出雲町仁多          |            |              |
| 大原郡  | 雲南市木次町里方        |            |              |

（島根県教育庁文化財課のホームページより）

|                                          |                                        |                     |                     |                     |                     |                     |
|------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 万                                        | 鈔                                      | セ                   | 碕                   | 蓬                   | 倉                   | 細                   |
| 丈廣一丈三尺〇亦西三十三里三十四步至<br>出雲郡家自郡家西二里六十步至郡西堺出 | 丈廣一丈三尺又西三十三里三十四步至<br>出雲郡家自郡家西二里六步至郡西堺出 | 丈廣一丈三尺又西廿三里卅四步至郡西堺出 | 丈廣一丈三尺又西廿三里卅四步至郡西堺出 | 丈廣一丈三尺又西廿三里卅四步至郡西堺出 | 丈廣一丈三尺又西卅三里卅四步至郡西堺出 | 丈廣一丈三尺又西廿三里卅四步至郡西堺出 |

図－1 数字表記の例<sup>4)</sup>

|      |        |                     |                                             |                                           |         |        |                   |                   |                                            |
|------|--------|---------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------|---------|--------|-------------------|-------------------|--------------------------------------------|
| 細川家本 | 至來待橋長八 | 丈廣一丈三尺又西廿三里卅四步至郡西堺出 | 雲河 <small>度五十步<br/>船一</small> 又自郡家西二里六十步至郡西 | 堺出 <small>度五十步<br/>船一</small> 又西七里廿五步至神門郡 | 出雲風土記鈔本 | 至來待橋長八 | 丈廣一丈三尺又西三十三里三十四步至 | 出雲郡家自郡家西二里六步至郡西堺出 | 雲川 <small>渡五十步<br/>渡船一</small> 又西七里廿五步至神門郡 |
|------|--------|---------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------|---------|--------|-------------------|-------------------|--------------------------------------------|

図－2 正西道：來待橋～神門郡家の記述<sup>4)</sup> (改行は原本のとおり)

現地（正） … 来待橋～（意宇）郡西境佐雑崎 ～出雲郡家～郡西境出雲河～神門郡家  
 細川家本 … 来待橋～ 郡西境出雲河（誤記） ～出雲郡家～郡西境出雲河～神門郡家  
 出雲風土記鈔本 … 来待橋～ （欠落） ～出雲郡家～郡西境出雲川～神門郡家

表－２において、『解説』及び諸写本で示される各地点から出雲郡家までの距離についてまとめた。『解説』は諸写本が示す距離を尊重しつつ、現地の距離に整合する数値を採用しているようである。

表－２ 正西道：来待橋～神門郡家間及び出雲郡家～主要地点間の距離

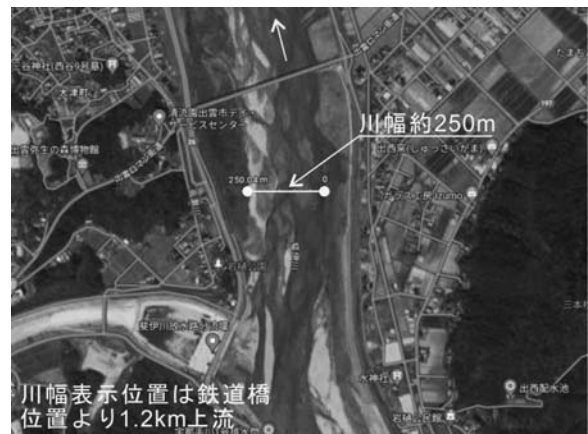
|                       | 『解説』 |         | 出雲国風土記写本 |         |         |         |         |         |         |
|-----------------------|------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                       | 方角   | 道のり     | 細        | 倉       | 蓬       | 碕       | セ       | 鈔       | 万       |
| 正西道：来待橋～出雲河           | —    | —       | 23里34歩   | 33里34歩  | 23里34歩  | 23里34歩  | 23里34歩  | 33里34歩  | 33里34歩  |
| 正西道：佐雑崎～出雲郡家          | 西    | 13里64歩  |          |         |         |         |         |         |         |
| 出雲郡条：佐雑崎～出雲郡家         | —    |         | 13里64歩   | 13里64歩  | 13里64歩  | 13里64歩  | 13里64歩  | 13里64歩  | 13里64歩  |
| 正西道：出雲郡家～出雲河          | 西    | 2里60歩   | 2里60歩    | 2里60歩   | 2里60歩   | 2里60歩   | 2里60歩   | 2里60歩   | 2里60歩   |
| 出雲郡条：出雲郡家～出雲河         | —    |         | 2里60歩    | 2里60歩   | 2里60歩   | 2里60歩   | 2里60歩   | 2里60歩   | 2里60歩   |
| 正西道：出雲河               | —    | 50歩     | 50歩      | 50歩     | 50歩     | 50歩     | 50歩     | 50歩     | 50歩     |
| 正西道：出雲河～神門郡家          | 西    | 7里25歩   | 7里25歩    | 7里25歩   | 7里25歩   | 7里25歩   | 7里25歩   | 7里25歩   | 7里25歩   |
| 神門郡条：出雲河～神門郡家         | —    |         | 7里25歩    | 7里25歩   | 7里25歩   | 7里25歩   | 7里25歩   | 7里25歩   | 7里25歩   |
| 正西道：河                 | —    | 25歩     | 25歩      | 25歩     | 25歩     | 25歩     | 25歩     | 25歩     | 25歩     |
| 枉北道：楯縫出雲郡境～<br>出雲郡家東辺 | 西    | 10里220歩 | 10里220歩  | 10里220歩 | 10里220歩 | 10里220歩 | 10里220歩 | 10里220歩 | 10里220歩 |
| 出雲郡条：郡家～楯縫郡境          | —    | 14里220歩 | 14里220歩  | 14里220歩 | 14里220歩 | 14里220歩 | 14里220歩 | 14里220歩 | 14里220歩 |
| 出雲郡条：郡家～大原郡境          | —    | 15里38歩  | 15里38歩   | 15里38歩  | 15里38歩  | 15里38歩  | 15里38歩  | 15里38歩  | 15里38歩  |
| 出雲郡条：郡家～神名火山          | 東南   | 3里150歩  | 3里150歩   | 3里150歩  | 3里150歩  | 3里150歩  | 3里150歩  | 3里150歩  | 3里150歩  |
| 出雲郡条：郡家～出雲御崎山         | 西北   | 27里260歩 | 7里260歩   | 7里260歩  | 7里260歩  | 7里260歩  | 7里260歩  | 27里260歩 | 27里260歩 |
| 烽：出雲郡家～馬見烽            | 西北   | 32里240歩 | 42里240歩  | 42里240歩 | 42里240歩 | 42里240歩 | 32里240歩 | 32里230歩 | 32里240歩 |
| 烽：出雲郡家～多夫志烽           | 正北   | 13里40歩  | 13里40歩   | 13里40歩  | 13里40歩  | 13里40歩  | 13里40歩  | 13里40歩  | 13里40歩  |

（注）・写本は島根県古代文化センター編『出雲国風土記－地図・写本編－』（2022.03）による。細：細川家本、倉：倉野家本、碕：日御碕神社本、蓬：蓬左文庫本、セ：古代文化センター本、鈔：出雲風土記鈔、萬：萬葉緯本。  
 ・着色欄は『解説』と異なる箇所。

### 3. 斐伊川河道の状況

風土記には正西道の渡河地点として、出雲河（現斐伊川）が記載されている。しかし、その川幅は渡50歩（89m）と載り、現在の斐伊川の川幅（河床幅）の250m前後と大いに異なる。斐伊川の土砂の堆積状況について、『斐川町誌調査報告第2集』は、1962（S37）年の鉄道橋脚基礎掘削時の状況等より「地表より6～7mから弥生土器・土師器出土、上部に土砂堆積」とする<sup>5)</sup>。

つまり、斐伊川においては古来よりたたら製鉄のためのかんな流し行われており、風土記編纂時（奈良時代）以降に正西道渡河地点付近では河床が上昇するとともに川幅も広がったと考えられる。



写真－１ 現在の斐伊川（グーグルマップ使用）

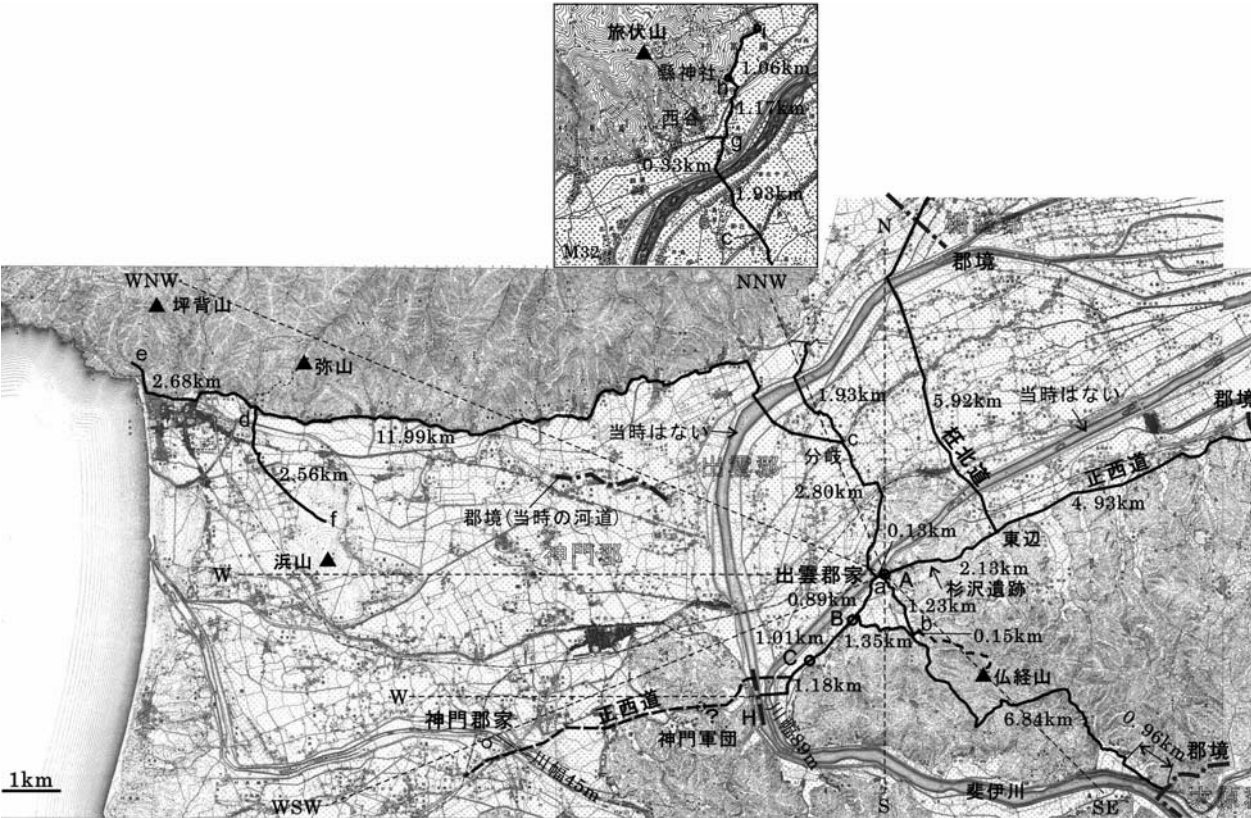
### 4. 出雲郡家の候補位置

図－３（全体図）及び図－４（部分拡大図）に出雲郡家の候補地としてA～C地点を示すとともに、A～C地点から郡境等主要各地点を結ぶルートと距離を検討する。

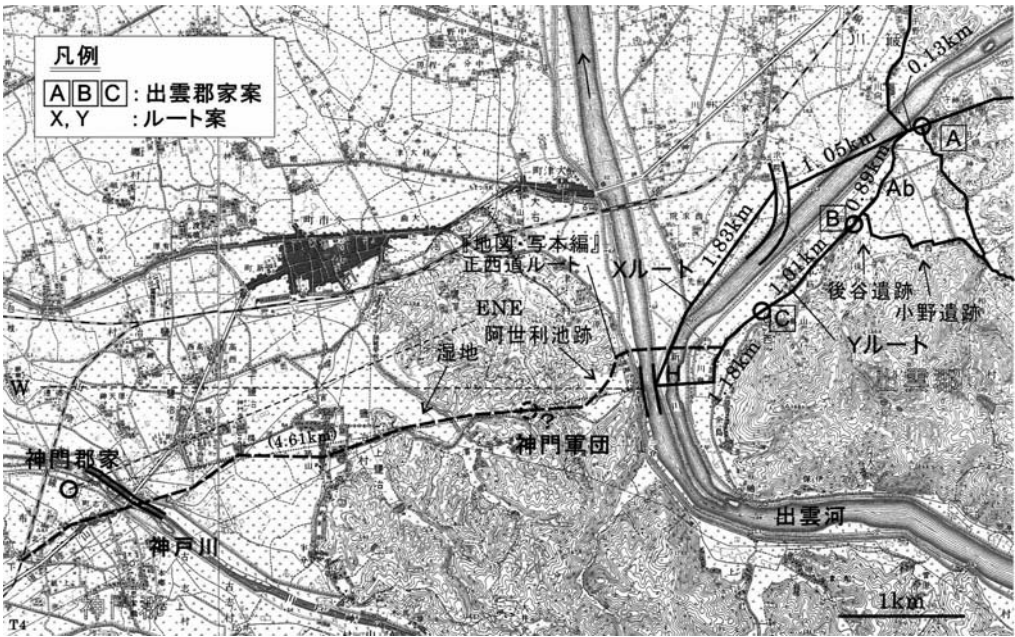
(1) 既往説

出雲郡家の位置について、既往文献は次の箇所を示す。

- a) 池橋達雄説<sup>6)</sup> ……神守地内の長ヶ坪（ちょうがつぼ）。  
長ヶ坪は「庁ヶ坪」であり、官衙のあったところ。  
図－3 及び図－4 のA地点周辺。



図－3 全 体 図



図－4 部分拡大図（出雲郡家～神門郡家）

- b)『出雲風土記鈔』 …『出雲国風土記考証』<sup>7)</sup> …求院（ぐい）と出西（しゅっさい）の中間。  
位置は特定できないが、図－3 及び図－4 のB地点周辺。
- c)『解説』 …後谷遺跡近傍。図－3 及び図－4 のB地点周辺。

## （2）出雲郡家の候補地

出雲郡家の候補地は、上記のA地点、B地点に加え、渡河地点からの距離に基づくC地点とする。

既往文献が示す位置は必ずしも明確ではないので、図の位置で周辺域を代表させる。

A案：A地点：神守 ……：正西道の佐雑埼からの距離を基に設定する。

B案：B地点：後谷遺跡近傍：出雲郡の正倉跡とされる後谷遺跡付近。（『解説』の図示位置）

C案：C地点：渡河地点距離：斐伊川H地点から2里60歩（1.18km）離れた位置。

## 5. ルート案

出雲郡家各候補地と各主要地点を結ぶルートは、次のとおりとする。

### （1）方針

- ①基本的に『解説』及び『地図・写本編』が示すルートを踏襲するが、必要に応じて修正する。
- ②なるべくT4測量図に示される道沿いとする。

### （2）渡河地点

渡河地点については、風土記記載の郡家からの距離に基く斐伊川東流ケースと、地形重視のケースが考えられる。

#### a) 斐伊川東流ケース（Xルート）

渡河地点を出雲郡家（A案）から2里60歩（1.18km）の地点に設定する。

#### b) 地形重視ケース（Yルート）

湿地帯の存在や河道の安定性に配慮して妥当な地点に設定する。

このケースでは、風土記記載の出雲郡家からの距離は誤記と判断することとなる。渡河地点は、『解説』及び『地図・写本編』を踏襲するが、次の理由により微修正を行う。

『解説』は概略位置であり、細部を示さない。『地図・写本編』は「阿世利池跡」を横断するような位置を示す。本稿は、阿世利池跡（湿地帯）を避け、少し上流に設定する。

### （3）ルート設定

前述の渡河地点を経由するルートとして、次の2ルートを比較検討する。

Xルート：斐伊川東流ルート（A案）

Yルート：山沿いルート（A案、B案、C案）

「A案：神守」についてのみ、2ルートが検討対象となる。

## 6. 修正の方針

- ① 風土記記載の方角・距離をT4測量図による方角・図測値と比較し、整合しない場合は適宜修正する。  
距離の修正については±5%を目安（厳密ではない）とする。
- ② 距離の修正は最小限とし、里・歩のうち「里」の修正を優先する。

7. 正西道の方角・距離の確認と修正

表－3に、「正西道」における出雲郡家と各地点間の位置関係についてまとめた。

(1) 意宇郡境(佐雑埼)～出雲郡家…西13里64歩=7.06km

- A案：記載に基づく地点設定：西13里64歩=7.06km、図測値：4.93+2.13=7.06km (100.0%)
- B案：方角・距離修正：西南15里64歩=8.13km、図測値：4.93+2.13+0.13+0.89=8.08km (99.4%)
- C案：方角・距離修正：西南17里64歩=9.20km、図測値：4.93+2.13+0.13+0.89+1.01=9.09km (98.8%)

(2) 出雲郡家～出雲河…西2里60歩=1.18km

- この区間は詳細な検討が必要のため、図－4(部分拡大図)に示した。
- 郡家位置をA案とした場合、前述のようにXルート及びYルートの2ルートが検討対象となる。
- 本稿は、次の理由によりYルートが妥当と判断する。
- ① 斐伊川の流向及び河道の維持より判断して、Xルートは河道の湾曲が大き過ぎると思われる。
  - ② 下流では出雲郡と神門郡の郡境を流れていたとされるので、Xルートではさらなる湾曲を前提としなければならない。
  - ③ 当時、Xルート周辺は湿地であった可能性が高い。
  - ④ Xルートと比較すると、山沿いのYルートの方が河川の氾濫被害を受けにくい。

表－3 正西道：出雲郡家の位置

| 案                      |       | A案     |    |        |       | B案     |       | C案     |       |
|------------------------|-------|--------|----|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|                        |       | Xルート   |    | Yルート   |       | 後谷遺跡近傍 |       | 渡河地点距離 |       |
|                        |       | 元      | 修正 | 元      | 修正    | 元      | 修正    | 元      | 修正    |
| 意宇郡境<br>(佐雑埼)～<br>出雲郡家 | 方角    | 西      |    | 西      |       | 西      | 西南    | 西      | 西南    |
|                        | 里     | 13     |    | 13     |       | 13     | 15    | 13     | 17    |
|                        | 歩     | 64     |    | 64     |       | 64     | 64    | 64     | 64    |
|                        | 換算km  | 7.06   |    | 7.06   |       | 7.06   | 8.13  | 7.06   | 9.20  |
|                        | 図測km  | 7.06   |    | 7.06   |       | 8.08   | 8.08  | 9.09   | 9.09  |
|                        | 比率    | 設定     |    | 設定     |       | 114.4% | 99.4% | 128.8% | 98.8% |
| 出雲郡家～<br>出雲河           | 方角    | 西      | 西南 | 西      | 西南    | 西      | 西南    | 西      | 西南    |
|                        | 里     | 2      |    | 2      | 6     | 2      | 4     | 2      |       |
|                        | 歩     | 60     |    | 60     | 60    | 60     | 60    | 60     |       |
|                        | 換算値km | 1.18   |    | 1.18   | 3.31  | 1.18   | 2.25  | 1.18   |       |
|                        | 図測値km | 1.18   |    | 3.21   | 3.21  | 2.19   | 2.19  | 1.18   |       |
|                        | 比率    | 100.0% |    | 272.0% | 97.0% | 185.6% | 97.3% | 設定     |       |

(注) ・Xルート：斐伊川東流ルート、Yルート：山沿いルート。  
・比率は、図測値km／換算値km。  
・着色欄は不整合箇所(目安：±5%)と修正箇所。距離の修正は「里」を優先する。

- 以上より、各案の出雲郡家～渡河地点間の方角・距離は次のとおりとなる。
- A案(Yルート)：方角・距離修正：西南6里60歩=3.31km、図測値：0.13+0.89+1.01+1.18=3.21km(97.0%)
  - B案(Yルート)：方角・距離修正：西南4里60歩=2.25km、図測値：1.01+1.18=2.19km (97.3%)
  - C案(Yルート)：方角修正・位置設定：西南、現斐伊川より2里60歩=1.18km (100.0%)
- (3) 出雲河～神門郡家…西7里25歩=3.79km
- 『解説』は、出雲河～神門郡家間を西7里25歩(3.79km)とするが、H地点左岸～神門郡家間は、直線距離でさえ4.61km(図－4)である。記載距離に誤りがあると考えざるを得ないが、データが少なく本稿での修正は見送る。

## 8. 正西道以外の方角・距離の確認と修正

出雲郡家の位置については、正西道の記述以外に烽、各郡条等に記載されている。これを表－4にまとめるとともに、郡家位置の各案について方角・距離の確認及び修正を行った。

(1) 出雲郡条：郡家～楯縫郡境 … 14里220歩＝7.88km

A案：無修正 … 14里220歩＝7.88km、図測値：5.92＋2.13＝8.05km (102.2%)

B案：距離修正 … 16里220歩＝8.95km、図測値：5.92＋2.13＋0.13＋0.89＝9.07km (101.3%)

C案：距離修正 … 18里220歩＝10.01km、図測値：5.92＋2.13＋0.13＋0.89＋1.01＝10.08km (100.7%)

(2) 出雲郡条：郡家～大原郡境 … 5里38歩＝8.09km

各案とも、出雲郡家から仏経山の西側の谷間を通り、斐伊川沿いに少しさかのぼると、大原郡境（現在の出雲市と雲南市の境界）に至る。A案及びB案は距離の修正が不要である。

A案：無修正 … 15里38歩＝8.09km、図測値：1.23＋6.84＝8.07km (99.8%)

B案：無修正 … 15里38歩＝8.09km、図測値：1.35＋6.84＝8.19km (101.2%)

C案：距離修正 … 17里38歩＝9.16km、図測値：1.01＋1.35＋6.84＝9.20km (100.4%)

(3) 出雲郡条：郡家～神名火山（仏経山） … 東南3里150歩＝1.87km

神名火山（仏経山）は、当該地域の顕著なランドマークである。風土記時代の登山道も、T4測量図（図－3）に示される登山口bからの点線であったとすると、風土記の記載を次のように修正しなければならない。

A案：距離修正 … 東南2里150歩＝1.34km、図測値：1.23＋0.15＝1.38km (103.0%)

B案：距離修正 … 東南2里250歩＝1.51km、図測値：1.35＋0.15＝1.50km (99.3%)

表－4 正西道以外：出雲郡家の位置

| 案                         |     | A案     |        | B案     |        | C案     |        |
|---------------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                           |     | 神守     |        | 後谷遺跡近傍 |        | 渡河地点距離 |        |
|                           |     | 元      | 修正     | 元      | 修正     | 元      | 修正     |
| 出雲郡条：<br>郡家～楯縫郡境          | 方角  | —      |        | —      |        | —      |        |
|                           | 里   | 14     |        | 14     | 16     | 14     | 18     |
|                           | 歩   | 220    |        | 220    | 220    | 220    | 220    |
|                           | km  | 7.88   |        | 7.88   | 8.95   | 7.88   | 10.01  |
|                           | 図km | 8.05   |        | 9.07   | 9.07   | 10.08  | 10.08  |
|                           | 比率  | 102.2% |        | 115.1% | 101.3% | 127.9% | 100.7% |
| 出雲郡条：<br>郡家～大原郡境          | 方角  | —      |        | —      |        | —      |        |
|                           | 里   | 15     |        | 15     |        | 15     | 17     |
|                           | 歩   | 38     |        | 38     |        | 38     | 38     |
|                           | km  | 8.09   |        | 8.09   |        | 8.09   | 9.16   |
|                           | 図km | 8.07   |        | 8.19   |        | 9.20   | 9.20   |
|                           | 比率  | 99.8%  |        | 101.2% |        | 113.7% | 100.4% |
| 出雲郡条：<br>郡家～神名火山<br>（仏経山） | 方角  | 東南     | 東南     | 東南     | 東南     | 東南     | 正東     |
|                           | 里   | 3      | 2      | 3      | 2      | 3      | 4      |
|                           | 歩   | 150    | 150    | 150    | 250    | 150    | 150    |
|                           | km  | 1.87   | 1.34   | 1.87   | 1.51   | 1.87   | 2.41   |
|                           | 図km | 1.38   | 1.38   | 1.50   | 1.50   | 2.51   | 2.51   |
|                           | 比率  | 73.8%  | 103.0% | 80.2%  | 99.3%  | 134.2% | 104.1% |
| 出雲郡条：<br>郡家～出雲御埼山<br>（弥山） | 方角  | 西北     | 正西     | 西北     |        | 西北     | 西北     |
|                           | 里   | 27     |        | 27     |        | 27     | 29     |
|                           | 歩   | 260    |        | 260    |        | 260    | 260    |
|                           | km  | 14.90  |        | 14.90  |        | 14.90  | 15.97  |
|                           | 図km | 14.92  |        | 15.68  |        | 16.86  | 16.86  |
|                           | 比率  | 100.1% |        | 105.2% |        | 113.2% | 105.6% |

(注) ・着色欄は不整合箇所（目安：±5%）と修正箇所。距離の修正は「里」を優先する。

・比率は、図測km／換算km。

C案：方角・距離修正：正東4里150歩=2.41km、図測値：1.01+1.35+0.15=2.51km (104.1%)

A案及びB案について、二里を三里に、二百五十歩を一百五十歩に誤写したことは十分に考えられる。

(4) 出雲郡条：郡家～出雲御埼山(弥山)…西北27里260歩=14.90km

出雲御埼山は、出雲大社背後に位置する弥山に比定されている。出雲郡家から弥山登山口に至るルートは遠距離であり、かつまた平野部を通過するので、ルート設定において主観性が排除できない。

したがって、以下は参考として示す。

A案：無修正：(概ね) 西北27里260歩=14.90km、図測値：0.13+2.80+11.99=14.92km (100.1%)

B案：無修正：西北27里260歩=14.90km、図測値：0.89+2.80+11.99=15.68km (105.2%)

C案：距離修正：西北29里260歩=15.97km、図測値：1.01+0.89+2.80+11.99=16.69km (104.5%)

C案については、郡家より北に直行するルートがあったとすれば1.8km程度の短縮となり、距離の修正は不要となる。

## 9. 出雲郡家から各郡境までの方角・距離の評価

表-5は、郡家位置各案について、出雲郡家から各地点までの『解説』の記載と図-3・図-4及び表-3・表-4に基づく検討結果をまとめ、評価したものである。

(1) 出雲郡家～郡境

A案：4区間中1区間を修正する必要がある。

B案：4区間中3区間を修正する必要がある。

C案：4区間すべてを修正する必要がある。

3案を比較すると、出雲郡家の位置として整合性が高いのはA案である。

(2) 出雲郡家～神名火山等

A案：2区間中1区間を修正する必要がある。

B案：2区間中1区間を修正する必要がある。

C案：2区間すべてを修正する必要がある。

この比較においても、C案の優越性が見出せない。

表-5 出雲郡家～各地点までの距離

| 項目                | 『解説』    | A案        | B案         | C案         |
|-------------------|---------|-----------|------------|------------|
| 出雲郡家の位置           | 後谷遺跡近傍  | 神守        | 後谷遺跡近傍     | 渡河地点距離     |
| 正西道：意宇郡境～出雲郡家     | 西       | 西         | 西南に修正      | 西南に修正      |
|                   | 13里64歩  | 13里64歩    | 15里64歩に修正  | 17里64歩に修正  |
| 正西道：出雲郡家～神門郡境     | 西       | 西南に修正     | 西南に修正      | 西南に修正      |
|                   | 2里60歩   | 6里60歩に修正  | 4里60歩に修正   | 2里60歩      |
| 出雲郡条：郡家～楯縫郡境      | —       | —         | —          | —          |
|                   | 14里220歩 | 14里220歩   | 16里220歩に修正 | 18里220歩に修正 |
| 出雲郡条：郡家～大原郡境      | —       | —         | —          | —          |
|                   | 15里38歩  | 15里38歩    | 15里38歩     | 19里38歩に修正  |
| 判定                |         | ○         |            |            |
| 出雲郡条：郡家～神名火山(仏経山) | 東南      | 東南        | 東南         | 正東に修正      |
|                   | 3里150歩  | 2里150歩に修正 | 2里250歩に修正  | 4里150歩に修正  |
| 出雲郡条：郡家～出雲御埼山(弥山) | 西北      | 概ね西北      | 西北         | 西北         |
|                   | 27里260歩 | 27里260歩   | 27里260歩    | 29里260歩に修正 |
| 判定                |         | ○         | ○          |            |
| 「郡」地名・遺称          | —       | ○         | ×          | ×          |
| 後谷遺跡との離れ          | ○       | △         | ○          | △          |

(注) 着色欄は修正箇所または不整合等。

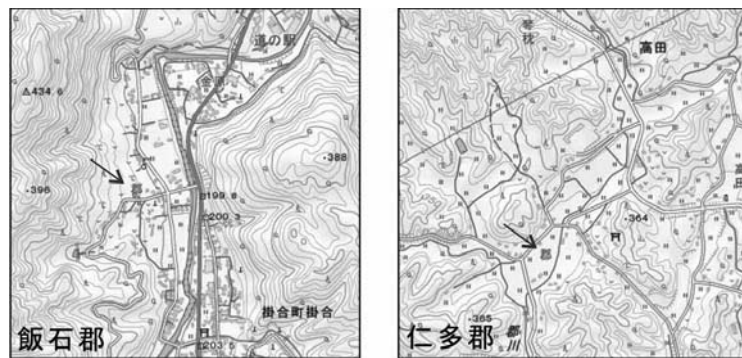
### （３）その他

#### a) 「こおり」の遺称

飯石郡家や仁多郡家の推定所在地周辺には、図－５に示すように「郡」という地名が残るが、出雲郡家の候補地周辺には「郡」の地名はない。ただし、前述の池橋氏の説によると、神守には官庁所在地を窺わせる「長（庁）ヶ原」がある。Ｂ案、Ｃ案周辺にはそのような地名はない。よってＡ案が有利である。

#### b) 後谷遺跡との離れ

後谷遺跡は、出雲郡家の正倉跡とされる。Ｂ案が最も近接するが、Ａ案及びＣ案でもさほど離れてはいないので、郡家位置の決定要因とはならない。



図－５ 飯石郡と仁多郡の「郡」の遺称（電子国土Webに記入）

### （４）総合判定

出雲郡家～各郡境間等の風土記記載と現地の整合性より、出雲郡家の位置は「Ａ案：神守」が妥当と考えられる。よって、出雲郡家～神門郡境（渡河地点）は西南６里６０歩（風土記記載：西２里６０歩）、出雲郡家～神奈火山（仏経山）は東南２里１５０歩（同：東南３里１５０歩）となる。



写真－２ 仏経山と神守（富〔とび〕神社前より望む）

## 10. 河内郷の位置

### （１）出雲郡家～大原郡境（多義村）…15里38歩＝8.09km

表－６に示すように、出雲郡家から大原郡境・多義（たが）村までの風土記記載距離は15里38歩（8.09km）となっている。図－３に示す出雲郡家Ａ案からの距離は8.07km（1.23＋6.84、99.8％）である。山間部なのでルートは限られており、大きな外れはないと思われる。

(2) 出雲郡家～河内郷 … 正南13里100歩＝7.13km

表－6に見られるように、細川本等は出雲郡家からの距離を397歩（0.71km）とするが、次の問題がある。

- ① 300歩は1里であり、397歩は1里97歩と表記されなければならない。
  - ② 397歩（0.71km）を、図－3上で示そうとすると、出雲郡家「A案：神守」からは河内郷に到達しない。
- 『解説』は出雲風土記鈔等の13里100歩（7.13km）を採用しており、本稿もこれにしたがう。

以上より、次のことがいえる。

出雲郡家～大原郡境・多義村までは15里38歩（8.09km）であり、出雲郡家～河内郷は13里100歩（7.13kmなので、大原郡境～河内郷の距離は、1里238歩（15里38歩－13里100歩、0.96km）となる。ここには斐伊川右岸の南面微高地に上阿宮の集落が立地し、阿吾神社（風土記記載：阿具社）が所在する。奈良時代当時の郷（家）として妥当な位置であろう。ただし、方角については、正南を「東南」と修正しなければならない。

表－6 河内郷の位置

|         | 項目  | 『解説』    | 出雲国風土記写本 |        |        |        |        |         |         | 採用      |
|---------|-----|---------|----------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
|         |     |         | 細        | 倉      | 蓬      | 碕      | セ      | 鈔       | 万       |         |
| 郡家～大原郡境 | 方角  | —       | —        | —      | —      | —      | —      | —       | —       | —       |
|         | 道のり | 15里38歩  | 15里38歩   | 15里38歩 | 15里38歩 | 15里38歩 | 15里38歩 | 15里38歩  | 15里38歩  | 15里38歩  |
| 郡家～河内郷  | 方角  | 正南      | 正南       | 正南     | 正南     | 正南     | 正南     | 正南      | 正南      | 東南      |
|         | 道のり | 13里100歩 | 397歩     | 397歩   | 397歩   | 397歩   | 397歩   | 13里100歩 | 13里100歩 | 13里100歩 |

(注) ・略称は表－1と同じ。  
・着色欄は『解説』異なる箇所。



写真－3 上阿宮の集落



写真－4 阿吾神社

(3) 「隄」について

『解説』は、河内郷について次のように載せる。

「河内郷。中略。ここに隄がある。長さ一百七十丈五尺。（うち七十一丈の広さは七丈、九十五丈の広さは四丈五尺ある。）」

『解説』が示す「隄」は、堤と同義である。しかし、風土記諸写本には一致して「優」と載る。正否については、その機能を踏まえて河川工学的見地から検討する必要があり、今後の課題とする。

## 11. 馬見烽及び多夫志烽について

表－7に、『解説』及び諸写本の、出雲郡家から馬見烽及び多夫志烽までの方角・距離を示した。

表－7 馬見烽及び多夫志烽の方角と距離

|               | 項目  | 『解説』    | 出雲国風土記写本 |         |         |         |         |         |         |
|---------------|-----|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|               |     |         | 細        | 倉       | 蓬       | 碕       | セ       | 鈔       | 万       |
| 出雲郡家<br>～馬見烽  | 方角  | 西北      | 西北       | 西北      | 西北      | 西北      | 西北      | 西北      | 西北      |
|               | 道のり | 32里240歩 | 42里240歩  | 42里240歩 | 42里240歩 | 42里240歩 | 32里240歩 | 32里230歩 | 32里240歩 |
| 出雲郡家<br>～多夫志烽 | 方角  | 正北      | 北        | 北       | 北       | 北       | 北       | 北       | 北       |
|               | 道のり | 13里40歩  | 13里40歩   | 13里40歩  | 13里40歩  | 13里40歩  | 13里40歩  | 13里40歩  | 13里40歩  |

(注) ・略称は表－1と同じ。  
・着色欄は『解説』異なる箇所。

## (1) 馬見烽

1) 出雲郡家～馬見烽 … 西北32里240歩＝17.53km

郡家～馬見烽への道のりは、出雲御埼山（弥山：登山口はd）経由であると考え、弥山までの距離27里260歩（14.90km）を差引いた距離4里280歩（32里240歩－27里260歩、2.64km）をもとに各候補地の比較検討を行う。  
なお、「鈔」は32里230歩とするが、大きな違いはない。

## 2) 候補地

図－3において距離を測定し、表－8において案の比較を行う。

案1：坪背山： 弥山～坪背山麓（e）：4里280歩＝2.64km、図測値：2.68km（101.5%）

案2：浜山： 弥山～浜山麓（f）：4里280歩＝2.64km、図測値：2.56km（97.0%）

上記のように、距離からは判別がつかないが、本稿は次の理由により坪背山を推す。

- ① 郡家～坪背山の方角は、概ね西北である（厳密に言えば正西）。
- ② 郡家～浜山の方角は、明確に正西である。
- ③ 坪背山の標高は371m、浜山は最高部で50m程度の丘陵である。烽（とぶひ）に求められる見通しの機能としては、坪背山が優る。

表－8 馬見烽の候補地の比較

|             | 単位 | 『解説』 | 案1      | 案2     |
|-------------|----|------|---------|--------|
| 位置          | —  | 坪背山  | 坪背山 (e) | 浜山 (f) |
| 郡家からの方角     | —  | 西北   | 概ね西北    | 西      |
| 弥山からの距離     | 里歩 | /    | 4里280歩  | 4里280歩 |
|             | km |      | 2.64    | 2.64   |
| 図測値         | km |      | 2.68    | 2.56   |
| 比率（図測値/記載値） | %  |      | 101.5%  | 97.0%  |

(注) ・弥山からの距離は登山口または麓まで。  
・着色欄は修正箇所または不整合等。

## (2) 多夫志烽

1) 出雲郡家～多夫志烽 … 正北13里40歩＝7.02km

多夫志烽は旅伏山に比定されている。図－3にルートを示し、表－9において案の比較を行った。

## 2) 登山口の候補

旅伏山山頂に通ずる道は複数あり、それぞれの登山口（仮称）までの距離が異なる。  
郡家に近い方から示す。

案1：西谷口 (g) …郡家からの距離 =  $0.13+2.80+61.93+0.33 = 5.19\text{km}$  (73.9%)

案2：縣神社口 (h) …郡家からの距離 =  $0.13+2.80+1.93+1.17 = 6.03\text{km}$  (85.9%)

案3：国富口 (i) …郡家からの距離 =  $0.13+2.80+1.93+1.17+1.06 = 7.09\text{km}$  (101.0%)

上記3案を比較すると、「案3：国富口 (i)」が整合するが、3案のうちでは最も遠方に位置する。郡家から旅伏山に登るのに最も合理的なルートであったのか、という点では疑問が残る。

表－9に仮定値と図測値との整合性を示した。距離に誤りがあるとすれば、11里40歩、10里40歩等が考えられるが、現時点では判定に至らない。

表－9 多夫志烽の登山口の比較

|              | 単位 | 『解説』   | 案1       | 案2       | 案3      |
|--------------|----|--------|----------|----------|---------|
|              |    |        | 西谷口 (g)  | 縣神社口 (h) | 国富口 (i) |
| 郡家からの方角      | —  | 正北     | 旅伏山は概ね正北 |          |         |
| 郡家からの距離      | 里歩 | 13里40歩 | 13里40歩   |          |         |
|              | km | 7.02   | 7.02     |          |         |
| 図測値          | km |        | 5.19     | 6.03     | 7.09    |
| 比率 (図測値／記載値) | %  |        | 73.9%    | 85.9%    | 101.0%  |
| 仮定1 (距離修正)   | 里歩 |        | 12里40歩   |          |         |
|              | km |        | 6.49     |          |         |
|              | %  |        | 80.0%    | 92.9%    | 109.2%  |
| 仮定2 (距離修正)   | 里歩 |        | 11里40歩   |          |         |
|              | km |        | 5.95     |          |         |
|              | %  |        | 87.2%    | 101.3%   | 119.2%  |
| 仮定3 (距離修正)   | 里歩 |        | 10里40歩   |          |         |
|              | km |        | 5.42     |          |         |
|              | %  |        | 95.8%    | 111.3%   | 130.8%  |

(注) ・着色欄は不整合箇所 (目安±5%)。

## 12. ま と め

正西道の意宇郡境 (佐雑埜) ～神門郡家までの出雲国風土記の記述は混乱している。古代文化センター編『解説出雲国風土記』は内容を正して載せるが、なお現地と整合しない面がある。

出雲郡家の位置について、従来説であるA案：神守案、B案：後谷遺跡近傍案に加え、C案：渡河地点距離案を比較検討した。各郡境等からの出雲郡家までの距離等を総合的に勘案すると、最も修正が少ない「A案：神守」が妥当であると考ええる。

河内郷の位置については、細川本等は出雲郡家から近距離を示すが、当該距離では河内郷の端にも到達しない。比較検討の結果、大原郡境に近い現上阿宮の集落地と考える。

本稿の検討結果は以上だが、今後の調査研究の進展により適宜修正する必要があることを付言しておく。

### 【参考文献】

- 1) 島根県教育庁文化財課ホームページ：https://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/bunkazai/izumo\_fuudo/iseki/yakusyo/yaku01.html. 2024.
- 2) 吉田薫：出雲国風土記の地理的考察／枉北道について，古代文化研究，pp.53-69，島根県古代文化センター，2023.
- 3) 島根県古代文化センター：解説出雲国風土記，p.136，p.142，他，2016.
- 4) 島根県古代文化センター：出雲国風土記／地図・写本編，p.49，pp.593-595，他，2022.
- 5) 斐川町誌編纂委員会：斐川町誌調査報告第2集，pp.1-5，斐川町教育委員会，1966.
- 6) 池橋達雄：筑紫街道についての一考察：杉沢Ⅲ・堀切Ⅰ・三井Ⅱ遺跡発掘調査報告書－本文及び図版編－，pp.97-110，斐川町教育委員会，2001.
- 7) 後藤蔵四郎：出雲国風土記考證，p.207，大岡山書店，1926.